

高等学校等就学支援金

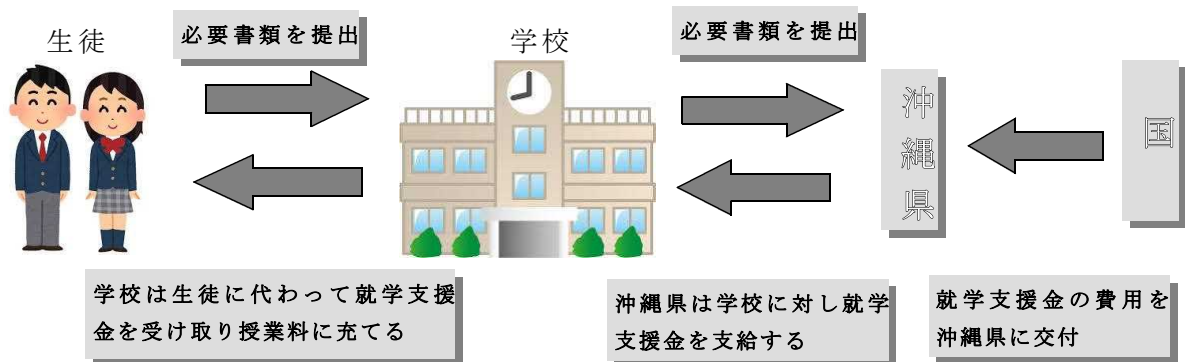
1. 高等学校就学支援金制度とは

すべての意思ある高校生が安心して勉学に打ち込める社会をつくるため、授業料に充てる高等学校等就学支援金を生徒に支給し、家庭の教育費負担を国が支援する制度です。

返済は不要です。

2. 支給方法

就学支援金は学校が生徒本人に代わって受け取り、授業料と相殺されます。**生徒や保護者が直接受け取るものではありません。**



3. 受給するために必要な手続・書類

手続期間	提出書類
第1回就学支援金申請手続 4月の入学時（1年生のみ）	①確認書 ②高等学校等就学支援金受給資格認定申請書 （①②はオリエンテーション時に配布します） ③保護者の課税証明書 （お住まいの市町村役場で発行される証明書です。 自営業の方は住民税納税通知書の写し可）
第2～4回就学支援金申請・届出手続 7月の学校が定める期日（全学年）	①確認書 ②高等学校等就学支援金収入状況届出書 （①②は学校より6月中旬頃配布します。） ③保護者の課税証明書 （お住まいの市町村役場で発行される証明書です。 自営業の方は住民税納税通知書の写し可）

※提出書類③の課税証明書は、税の申告をしていない場合は発行できません。申告がまだの方は必ず申告して下さい。

※次のいずれかに該当するものは申請ができません。

- ・高等学校等を卒業もしくは修了したもの
- ・高等学校等に在学した期間が通算して36月を越えたもの
- ・保護者等の市町村民税所得割額が30万4200円を超えるもの

※就学支援金が認定されると、授業料（月額9,900円）は無償となりますが、**別途校納金、教科書代等は発生します。**